

(第2編)

第10章 第三者の民事責任

第615条 予審実行中に、刑法の対応する条項に従って第三者の民事責任の存在が指摘される場合、または、何者かが犯罪の結果から利益を得た場合、(予審)裁判官は、民事原告の請求で、責任が認められる者に保証を請求する。これが提供されない場合、裁判所書記官は、本編第9章の規定に従って、必要な資産を差押える。

(本条の最終改訂。2009年)

第616条 保証を請求された者、または、その資産が差押えられた者は、予審中に、自分が民事責任を負わないと考えている理由、および、それについて提供できる証拠を書面で表明できる。

第617条 裁判所書記官は、利害関係人にその書面を示す、そして、利害関係人は3日以内に返答する、その際、その主張を裏付けるために実行されるべき証拠調べを提案する。

(本条の最終改訂。2009年)

第618条 引き続き、裁判官は、提案された証拠調べの実行を命じ、そして、提出された主張について、予審の主たる目的を遅延させることも損なうこともなく実行できる場合は、裁定する。

第619条 第三者の民事責任に関連する、および、第三者が所有する物の占有および頃合いを見ての返還が引き起こす(可能性のある)付帯事件に関連するすべてのことのために、別個の裁判が、予審の進行を何らの理由によっても妨げまたは停止することなく、設定される。

第620条 前数条の規定は、第三者が所有する犯罪の物品または道具のその所有者への返還を目的とする請求に関しても遵守される。

本法第844条の規定による場合を除き、いずれにしても、犯罪の道具および物品のその所有者への返還は、(刑事訴訟の)口頭審理裁判が開催される後まで行なうことはできない。

第621条 これらの付帯事件で下される決定は、(決定で)害される当事者が口頭審理裁判でその主張を再び行なう可能性を、または、別の訴訟で行使できる民事請求権を害しないで、実行される。